

情報通信支援用具給付のご案内

品川区では、令和8年4月から視覚・上肢・聴覚障害の身体障害者手帳交付を受けている方を対象とした日常生活用具において、情報通信支援用具を給付します。

品目と対象については、下記の内容をご確認ください。

助成内容、助成対象者等

①ソフトウェア・周辺機器（パソコンで使用するもの）

対象者：次の全てに当てはまる方

- 視覚障害の身体障害者手帳の等級が1・2級の方
または、上肢機能障害の身体障害者手帳の等級が1・2級の方
- 日常的にパソコンの利用が可能な方
- 原則として6歳以上の方

対象品：パソコンを使用するにあたり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト

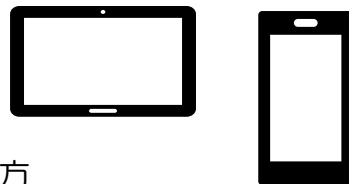
②タブレット・アプリケーション

③スマートフォン・アプリケーション

対象者：次の全てに当てはまる方

- 視覚障害の身体障害者手帳の等級が1・2級の方
または、上肢機能障害の身体障害者手帳の等級が1・2級の方
または、聴覚障害の身体障害者手帳の等級が2・3級の方
- 日常的にタブレット・スマートフォンの利用が可能な方
- 原則として18歳以上の方

対象品：タブレットまたはスマートフォンに主たる障害による日常生活上の困難を改善するアプリケーションをインストールした上で一体的に使用するもの



注意事項

☆①②③いずれか1つを選択していただきます。重複して給付を受けることはできません。

☆①②③いずれも給付限度額は、100,000円です。

☆①②③いずれも耐用年数は5年です。耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であれば、その枠内での再給付が可能です。

《お問い合わせ先》

品川区福祉部障害者支援課障害認定事務係

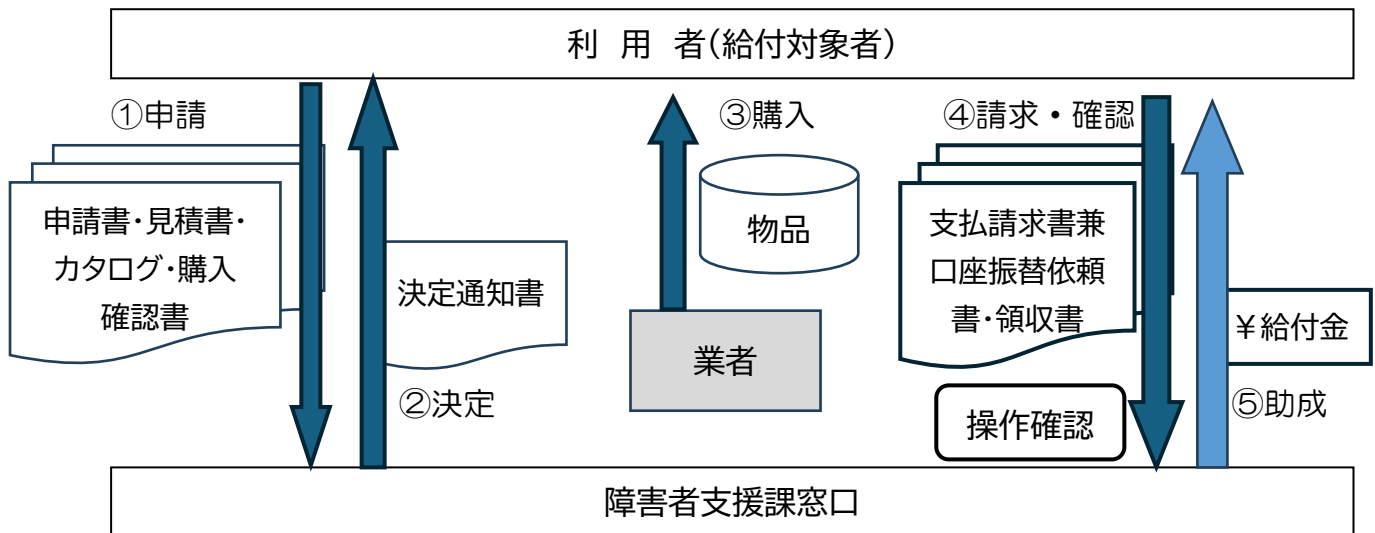
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

【電話番号】03-5742-6710 【FAX】03-3775-2000

日常生活用具の手続き（償還払い）の流れ

情報通信支援用具のうち、②タブレット・アプリケーションと③スマートフォン・アプリケーションは、その他の日常生活用具と異なり償還払い（立て替え払い）となります。手続きは以下のとおりです。

【情報通信支援用具（償還払い）】



① 申請	「日常生活用具給付申請書」「見積書」「カタログ」(購入商品がわかるもの)「購入確認書」および障害者手帳を窓口へ提出します。
② 決定	確認の上、支給決定した場合は、申請書受理からおおむね2週間後にご自宅へ決定通知書を郵送します。
③ 購入	決定通知書が届きましたら、対象物品を購入します。(決定日前に購入した物は対象外となります。) 購入時は、全額を業者へお支払いください。領収書の宛先はご本人名にし、物品名と対象者名(〇〇様分)が分かるように記載してもらってください。
④ 請求・確認	給付金の請求を行うために、以下の書類と事前申請時にアプリケーションをインストールしたタブレットまたはスマートフォンを障害者支援課の窓口へご本人がご持参ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具費支払請求書兼口座振替依頼書 ・領収書 ・決定通知書 請求申請時にアプリケーションがダウンロードされているタブレットまたはスマートフォンを窓口で操作していただき、使用状況を確認させていただきます。
⑤ 助成	指定口座へ給付金を振り込みます。振込は、日常生活用具費支払請求書兼口座振替依頼書等の提出受理後、おおむね1か月程度です。